第１号様式（第７条関係）

No.	-

郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用申請書

年　　月　　日

郡山市長

（申請者）住　　所

氏　　名　　（続柄：　　）

（電話番号：　　）

郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の利用を、下記のとおり申請します。

利用者	ふりがな		生年月日	□大正 □昭和 □西暦　　年　　月　　日（　　歳）	
	氏　名				
	住　所	郡山市		電話番号	
	世帯状況	□独居　□高齢世帯　□その他（　　）		同居人氏名	
	住居状況		住居周辺の目標物		

事業区分 ※緊急通報・見守りのいずれかを選択	□緊急通報システム　→　□固定回線型　　□無線型（携帯等用） ※固定電話をお持ちでない場合のみ、無線型（携帯等用）の設置となります。 □見守りシステム（見守り電球）※見守りシステムを選択する場合のみ親族等のメールアドレスを記入してください。

	区分	順位	ふりがな 氏　名	利用者との関係	住　所	電話番号	事業内容了承
緊急連絡先	親族等	1			〒 メールアドレス:		□
		2			〒 メールアドレス:		□
	緊急通報協力員	※事業区分が**「緊急通報システム」の場合は緊急通報協力員を指定**（「見守りシステム」の場合は不要）。					
		1			〒		□
		2			〒		□
		3			〒		□

申請理由	
システム設置時連絡者	□本人　□その他（　　電話番号：　　）

■添付書類 ： 調査書（高齢世帯等においては、同居人全員の調査書も併せて提出ください。）

私は本申請にあたり、裏面に記載の各項目へ同意します。

利用者氏名

（　自　署　）

郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用に関する同意書

郡山市ひとり暮らし等緊急通報システム事業の利用にあたり、次の事項へ同意します。

１．申請書等に記載された個人情報を、郡山市が緊急通報システム事業及び見守りシステム事業の運営を委託した事業者や消防等関係機関に提供することに同意します。

２．緊急通報装置及びその他機器又は見守り電球（以下「装置等」という。）の利用にかかる通信料及び電気料金は、利用者又は親族等で負担します。

３．貸与した装置等（ペンダントを含む）を破損、滅失した場合は利用者又は親族等が責任をもって弁償します。

４．緊急通報システム事業の安否確認センサー及び見守りシステム事業の見守り電球は一定時間動きがないことを検知するもので、生命を守ることを保証するものでないことを承諾します。

５．万が一、停電や電話回線の不具合等により装置等が使用できなかった場合についても、市及び事業者に責任を問いません。

６．装置等の貸与要件に該当しなくなった場合又は事情により装置等を使用しなくなった場合は、ただちに市へ装置等一式の返還を申し出ます。また、入院等により長期で使用休止状態である場合は、休止３か月経過を目安に撤去措置をとることを承諾します。

以下の内容は、事業区分が緊急通報システム事業を希望する方のみ御確認ください。

７．装置等を設置する際、住居の壁や柱にビス穴等の穴が開くことを承諾します。なお、撤去時の現状回復について、市及び事業者へ責めを一切請求しません。

８．緊急通報があった場合又は本人の安否が確認できない場合に、救助活動を行う際は、協力員又は消防等関係機関が住居へ立ち入ることを認めます。また、救助活動により住居の一部に破損を生じた場合、その修繕に要する費用は利用者又は親族等が全額負担し、市及び事業者に責任を問いません。